

上廣歴史文化フォーラム

# 倉敷村の義倉

—自主的に運営した窮民救済と相互扶助—

2022年10月15日（土）

倉敷市総務課歴史資料整備室

山本太郎

# 目次

---

- I 倉敷義倉の発足と岡雲臥
  - 1 倉敷義倉とは
  - 2 倉敷義倉の発足
- II 義倉の運営と義衆
- III 続義倉
- おわりに

# I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

- × 三倉 穀倉の中で最も重要なもの 中国が起源
- × 1 常平倉
  - + 米価調節のための貯穀
- × 2 義倉
  - + 富裕者の義捐または課徴によって穀物を出させ、政府がこれを管轄して便宜な重要なところへ貯穀をし、入用のときに窮民に給与する。
- × 3 社倉
  - + 多数の者が任意にそれぞれ身分相応に出し合って各居村に貯穀をし、自治的に処理する備荒貯蓄

# I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

- × 社倉法 保科正之の会津藩が初めて、次が池田光政の岡山藩、次が増山正任の伊勢長島藩
- × 義倉法の復活 **備中倉敷が一番古く**、続いて米沢の義倉
- × 江戸時代には、名称（社倉・義倉・備荒倉・陰徳倉・惠民倉など）や方法（原資、貯穀拠出の方法など）にいろいろなパターンがあり、社倉と義倉の区別を明瞭に立てることは困難。

（本庄栄治郎『史的研究 天災と対策』大阪毎日新聞社・東京日日新聞社、1924年）（国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧）

- × 義倉の制度は江戸時代に復活。各地に設置された義倉としては、**備中倉敷**・宇和島藩・津軽藩・土佐幡多郡・奥州藤門の義倉がある。その他天保五年創設の徳島藩の陰徳倉、文化三年創設の膳所藩の安民蔵がある。

（『国史大辞典』（吉川弘文館、1984年）



# I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 倉敷村

## 備中国窪屋郡倉敷村

延享3年（1746）幕府の代官陣屋が完成→幕府領の村々の政治的中心地  
土地所持が一部の者に偏在  
多様な商工業が展開 魚・綿などの流通の拠点  
金融の中心地  
文化の中心地



# I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 新禄と古禄

## 古禄



江戸時代の初めから倉敷村の運営を担ったのは、古禄派と呼ばれた旧家 多くの貸地・貸家を抱え、問屋や醸造業を営む有力商人

小野家 水澤家 井上家 岡家  
原田家等

## 新禄

新しく伸びてきた新興商人

植田家 大橋家 大原家  
原家 小山家等



# I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 1 倉敷義倉とは

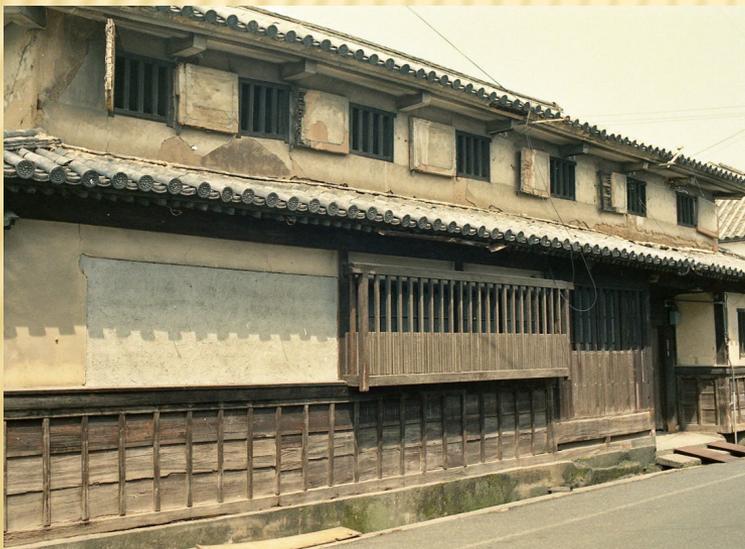
## × 倉敷義倉

- + 明和6年（1769）（俵屋）岡雲臥と播磨屋（原田）安右衛門の発起で発足した。
- + 「義衆」が任意に拠出する「義麦」（実際は銀）を元手に融資。利息で救済事業。幕末期に支出の増大と貸付銀の回収不能により経営が困難になる。
- + 林孚一の尽力により明治3年（1870）には続義倉が結成された。続義倉は旧来の倉敷義倉を吸収し、明治31年に役割を終え解散した。
- + （立石智章「展示会記録 平成二十五年度資料展示会 倉敷義倉とその人物」『倉敷の歴史』第24号、2014年）

「倉敷義倉文書」は、平成24年11月20日に倉敷市指定重要文化財に指定された。

(理由)

- ・ 制度成立から明治5年までの事業内容が記された歴史的に大変貴重な資料。
- ・ 東日本大震災を契機に、地域でつながり、互いに支え合い、助け合うことの大切さが見直されている折、倉敷義倉に関する文書を末永く後世に残し顕彰する意義。



宮崎屋井上家住宅  
(平成2年撮影)



（俵屋）岡雲臥（1713-1773）

岡延年（1740-1811）の「己亥之秋」安永8年（1779）作の遺像。

常に青羅衣を着け緇布冠を着用していた。

（『倉敷市史 第三冊』617頁）

I 倉敷義倉の発足と  
岡雲臥 1 倉敷義倉とは

# I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 2 倉敷義倉の発足

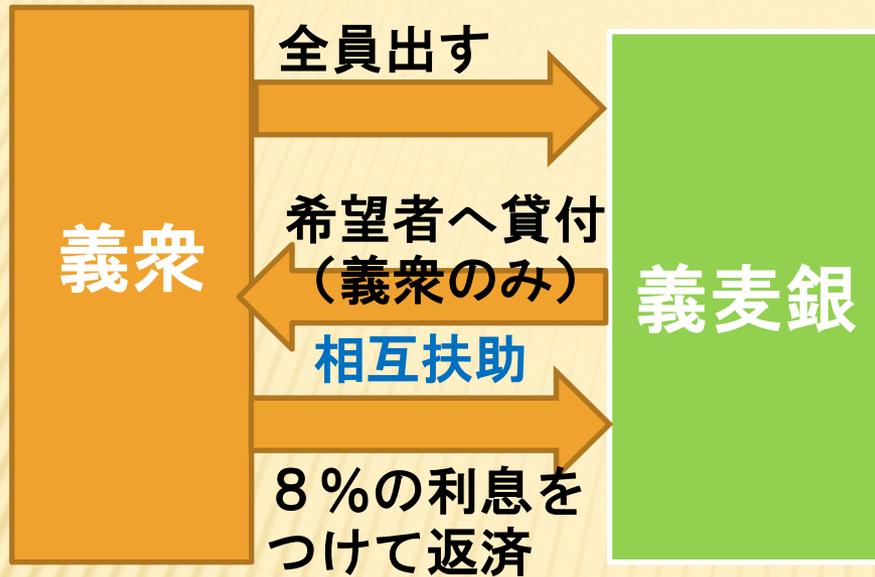
一 當新百姓町人大小不抱連荒を相催姑定  
等級依此每年奉出可事

上等 表四石  
上二石  
中上石  
同武石

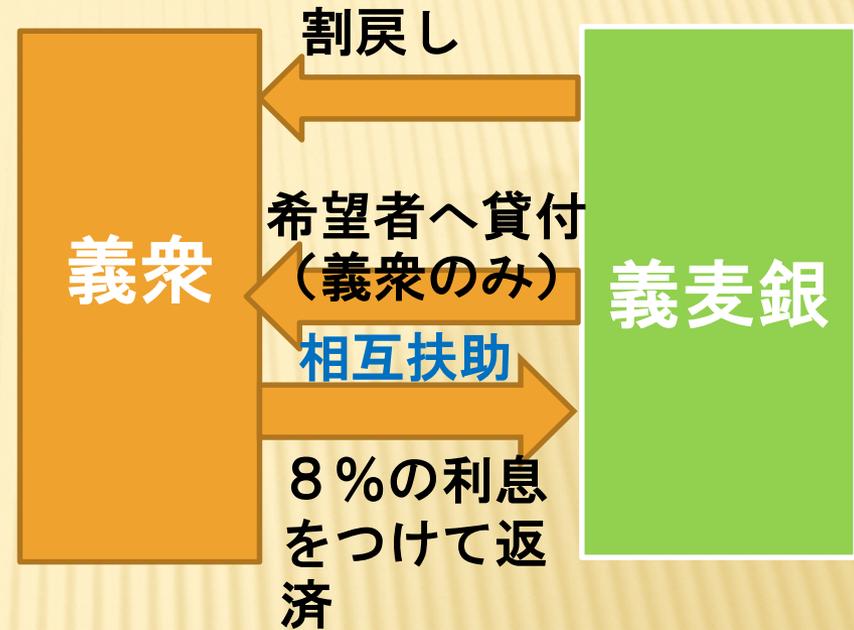
倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-1-1

義倉條約

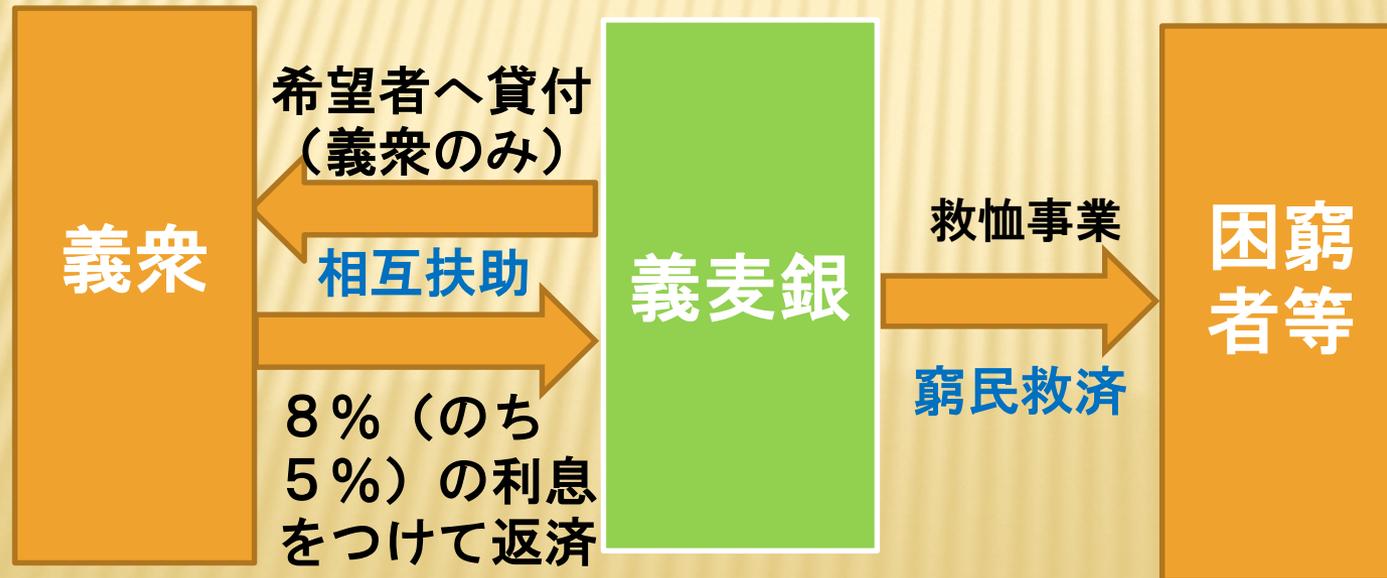
● 10年目まで



● 11年目から



● 割戻し完了後



昭和六年三月義倉等級録

上等口石

井筒屋伊兵衛

上等口石

四谷屋武蔵守

中等口石

油屋三之丞

### 「義麦等録」

明和6年（1769）には74人の義衆から52石（石は体積の単位、約180リットル）の義麦（実際は代銀）が集まった。ほかに合力麦（義麦を援助する麦）が4石9斗。野村代官が2石、約外義衆（追加になった人々）が6斗。

（『新修倉敷市史』第10巻100号）

## I 倉敷義倉の発足と岡雲臥 2 倉敷義倉の発足

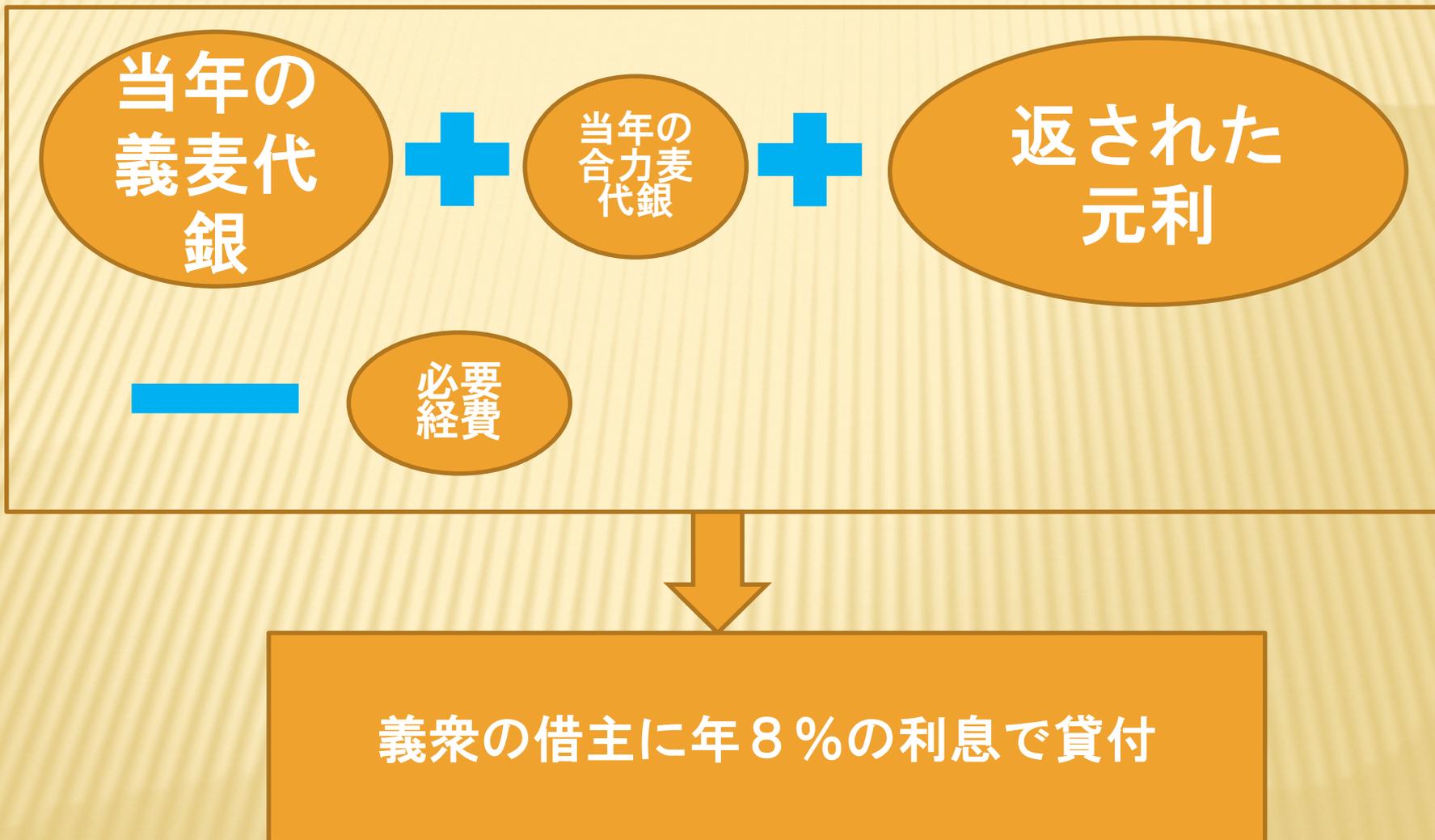
## Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 明和6年6月27日 本栄寺で会合（倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-4「義麦毎年増減帳」）
- × 明和6年 義麦52石+合力麦4石9斗=56石9斗、その代銀2貫845匁（1石を銀50匁に換算）から必要経費を差し引いて2貫764匁  
+野村代官の合力麦と約外義衆福島祥安の義麦2石3斗の代銀115匁=2貫879匁
- × 義衆の借主（利息8%、証人あり、質物証文入）

成羽屋与三右衛門	900匁
堺屋半十郎	900匁
新屋文平	958匁
俵屋又五郎	121匁

（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-1「義麦会計帳」）

## Ⅱ 義倉の運営と義衆



(倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-1「義麦会計帳」)

## Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 天明8年（1788）、従来の古義衆（明和6年の義倉条約に義衆として記された人々）から44人、約外義衆（条約後に追加された人々）から1人に加え、新義衆26人（帯江屋久平治・浜田屋安右衛門・下津井屋吉左衛門・児島屋与兵衛など）が新規に出麦を行ったことで（倉敷市所蔵倉敷義倉文書1-3「出麦連名之帳」）、麦60石2斗（代銀3貫10匁）を取り集め、28貫775匁余を13人に貸し付けた。寛政元年（1789）と同2年にも同様に義麦銀を抛出した。（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-3「天明八年戊申六月 義倉会計帳」）

## Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 寛政12年（1800）に元麦の返済を完了し、銀約40貫の資本を形成した義倉は、翌享和元年（1801）から本格的に救恤事業を始めた。
- × 例：文化7年（1810）の義倉会計帳（倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-5）から

銀459.69匁	文化6年、町内の鰥寡孤独の者へ遣わした夫食米代銀
銀103.71匁	文化6年、町内に捨子があり、もらい上げた者へ養育料として遣わした銀
銀250目	塩屋多十郎老母きんへ助力米代銀

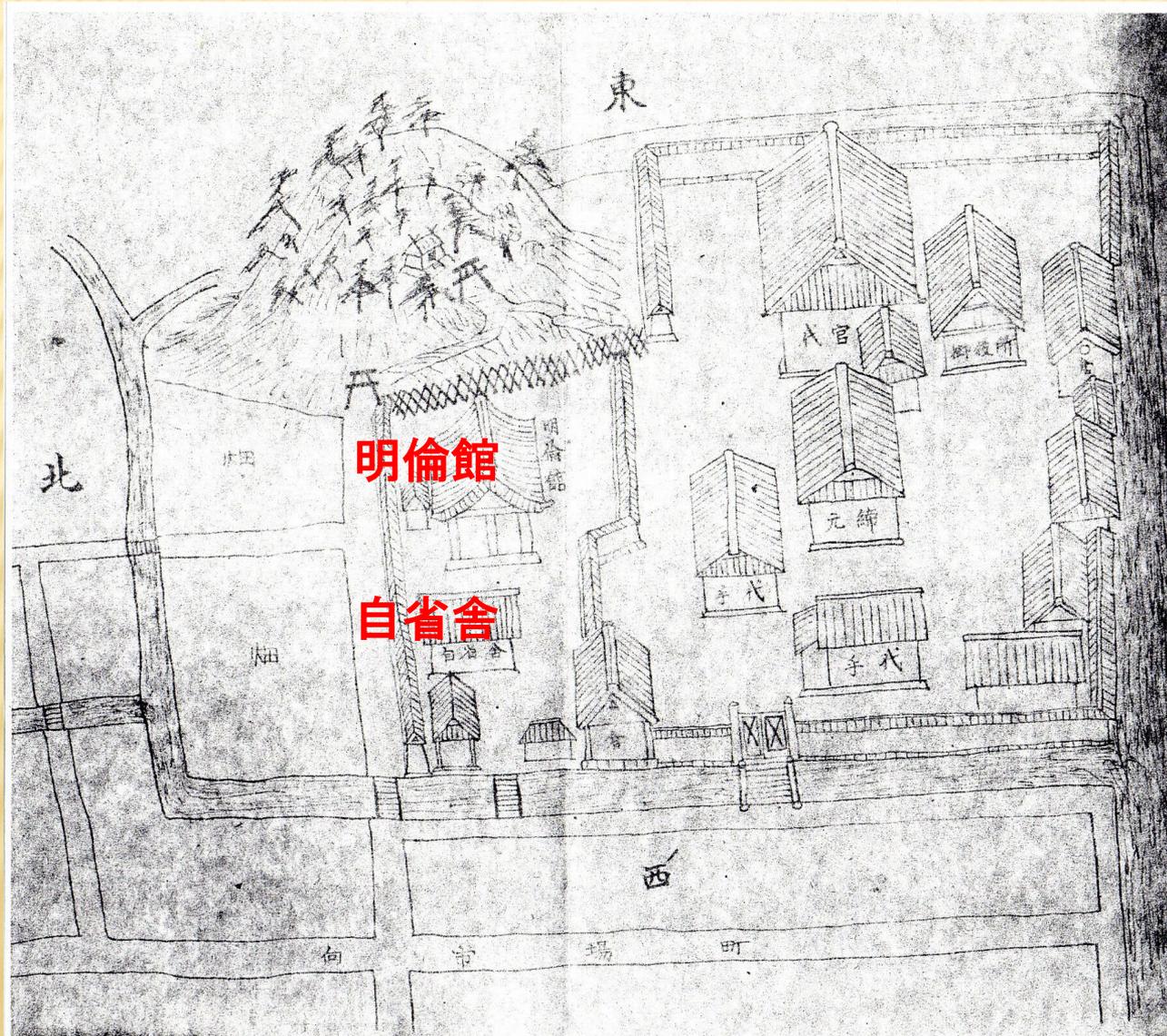
## Ⅱ 義倉の運営と義衆 新禄古禄騒動の影

- × 文政11年（1828）10月、義衆の（内田屋）五郎右衛門・（茜屋）惣平・（下津井屋）吉左衛門は、倉敷代官役所へ嘆願。①庄屋七太夫が在役中に借用した元銀6貫500目を会計上計算せずにそのままにした。②滞納している者は理由を明らかにせよ。③世話役の（俵屋）六左衛門を呼び出して条約を厳重に守るよう命じてほしい。（『新修倉敷市史第10巻』101号）
- × （茜屋）惣平が文政13年5月、義倉世話人の頭取である（俵屋）六左衛門が「柔弱で利欲に迷い正路の取り計らいができない」として退任を古橋代官役所へ嘆願。→惣平一人の申立で退任するわけにはいかないと六左衛門が反論。（倉敷市所蔵井上家文書9-10-1）

## Ⅱ 義倉の運営と義衆

- × 天保8年（1837）、倉敷村新川町に住む善平は、義倉会所の門前に捨てられていた捨子を預けられ、養育料として毎月七五銭30匁を受け取ってきたが、天保10年に金2両を渡され、以降は毎月の養育料は受け取らなくなった。
- × 七五銭：七五文の銭を糸でつないで1緡としたもの。75文を1匁とする。

# Ⅱ 義倉の運営と義衆 教諭入用への出費



「天保時代倉敷陣屋及明倫館図」  
（倉敷市所蔵購入資料之16「倉紡  
六十年史 倉紡史編纂室」）

## Ⅱ 義倉の運営と義衆 救恤への支出

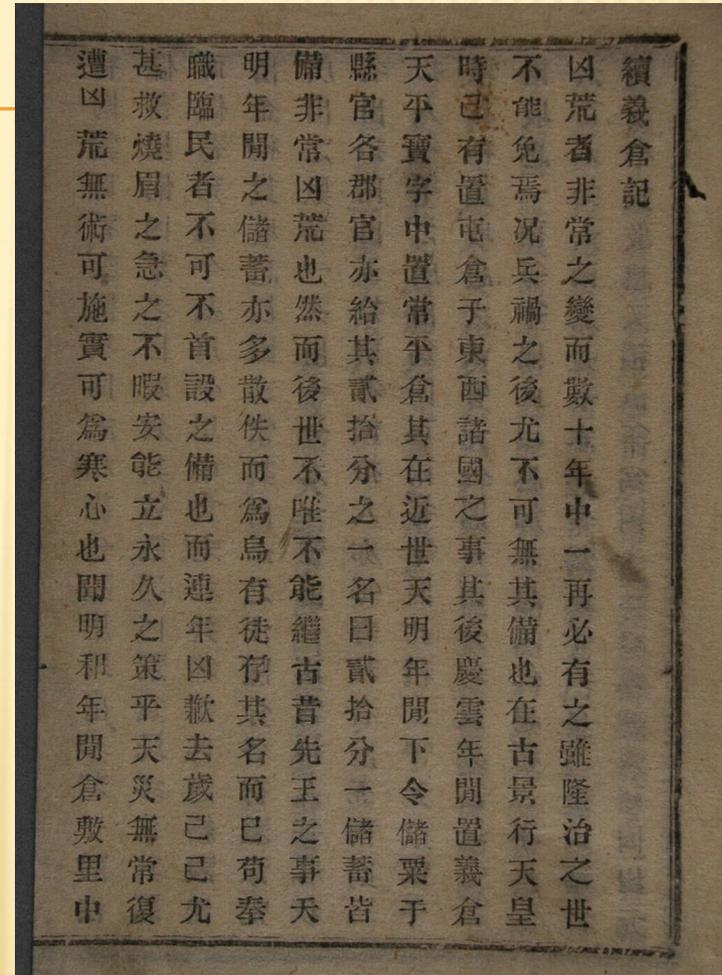
### × 多額の救恤関係支出をした年

	A収入 (匁)	B救恤関係支 出(匁)	B/A	原因
天明4年(1784)	40,399.15	14,686.42	0.36	天明の飢饉
文政12年(1829)	98,539.19	14,257.112	0.14	米穀高騰、疱瘡流行
天保5年(1834)	77,563.98	17,391.34	0.22	天保の飢饉
嘉永4年(1851)	40,403.3	10,030.48	0.25	嘉永3年の洪水

(倉敷市所蔵倉敷義倉文書2-2、2-8、2-9)

## Ⅲ 続義倉

義倉の経営が困難になっていたため、薬種商である林孚一らが提案し明治3年（1870）発足。**窮民救済の義志を継承**。義倉は麦で等級を立て、実際は銀で出銀したが、続義倉は金で、300両から25両まで8等級に分けて、毎年2回、10分の1ずつを出して5年間で支払い、集まった義金は利子（1カ月1%）をつけて貸した。第一等（300両）は4人（大橋平右衛門・水澤伊左衛門・植田孫太郎・大原壮平）。義衆76人。明治5年義倉と合体。明治31年に事業を終了した。（『倉敷市史第三冊』p1036～1045）



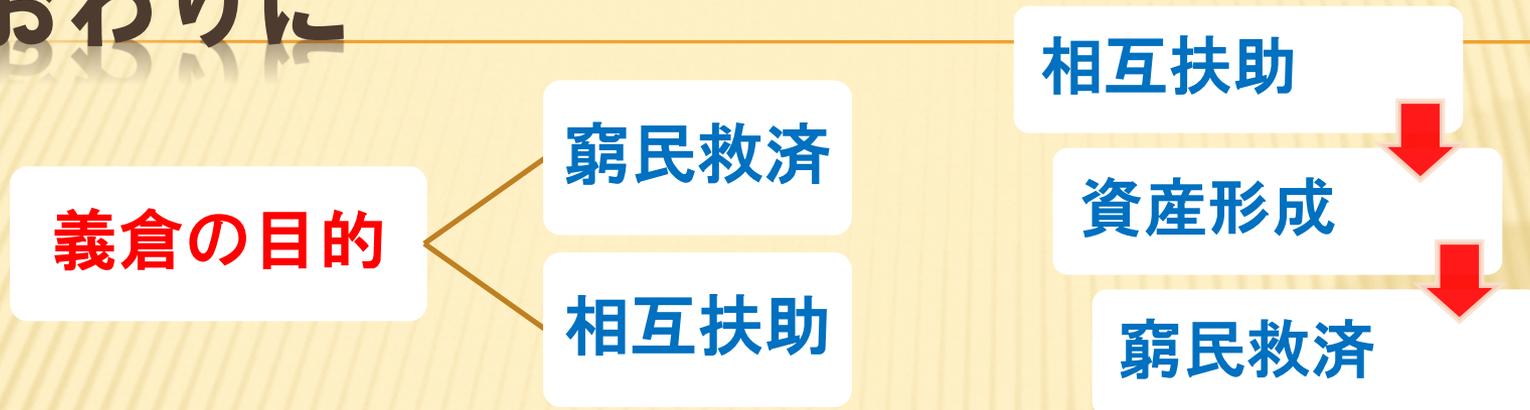
## Ⅲ 続義倉

- × 明治30年（1897）5月1日から義衆評決のうえ、資金欠乏のため救助を停止した。
- × 明治31年11月、最後の集会（13人）が誓願寺で開かれた。残金398円72銭5厘は倉敷銀行へ定期預金。
- × （「明治三年庚午十月 義金出納帳」）
- × 明治37年3月4日 元利合計584円65銭5厘 うち210円で鶴形山に岡雲臥翁頌徳碑建設
- × 明治41年11月17日 倉敷銀行の定期預金残高478円53銭。
- × （「明治三年庚午十月 義金会計帳」）



岡雲臥翁頌徳碑  
平成23年

# おわりに



- × 義倉・続義倉は、さまざまな問題はあったが創立以来129年にわたって窮民救済と相互扶助という目的を遂行。
- × 義倉は、その活動を通じて、義衆や寺院を中心として倉敷村の人々がお互いに助け合い、つながりを強める機能を果たした。
- × 事業の運営は常に目的以外の支出を禁じ、寺社の造営・勧化への寄進、年貢等の立替え、官の徴発には応じない。
- × 毎回集会を開いてすべて衆議で決した。
- × 窮民救済は決まりを墨守することなく、状況に応じて柔軟に対応。
- × 飢饉・洪水などの災害対応、地域の教化にも貢献した。